

平成27年4月14日

## 東毛交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について

平成25年11月に公布された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法）」が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定を受けておりました特定地域におきましては、改正特措法に基づく準特定地域に指定され、引き続き当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け積極的に取り組んでいるところであります。

つきましては、改正特措法が施行され1年が経過することから、この1年間の取り組み状況等についてフォローアップを行うため、第2回タクシー準特定地域協議会を下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の30日前（4月28日・火曜）までに下記の問い合わせ先へお申し出ください。

### 記

1. 日時 平成27年5月29日（金） 14:00～
2. 場所 (公財)群馬県勤労福祉センター3階第3会議室  
前橋市野中町361番地2  
☎027-263-4111
3. 予定している議題 (1) 準特定地域協議会設置要綱の改正について  
(2) 改正特措法施行後1年間の取り組みについて  
(3) 準特定地域計画の改正について  
(4) その他

本件に関する  
お問い合わせ先

東毛交通圏タクシー準特定地域協議会事務局  
一般社団法人群馬県タクシー協会  
担当：小島・山口  
電話：027-261-2071